

佐渡を美しく

一人ひとりの心がけで
クリーンでエコな佐渡に

不法投棄には、厳しい罰則

不法投棄は犯罪です。絶対にやめましょう。

法律により、個人の不法投棄には、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人の場合には、最高で3億円以下の罰金が科せられるなど厳しい罰則が定められています。

市では、各地区に配置した不法投棄監視員や不法投棄撲滅リーダーでつくる市不法投棄監視員ネットワーク（会長 安藤卓也さん）とともに、不法投棄や放置車両の撤去事業を進めています。

今年度は12月末までに、これまでの不法投棄箇所や放置車両に加え、不法投棄監視員等からの報告により新たに発見された不法投棄と放置車両をそれぞれ180か所、282台撤去しました。

不法投棄や放置車両は、私たち一人ひとりの心がけしだい、「ゼロ」にできるものです。

違反すると10000円の過料

ポイ捨てによるたばこの吸殻や空き缶等の散乱、飼い犬のふん害を防止し、地域の環境美化と快適な生活環境を確保するために、平成21年4月から「佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例」が施行されています。同年7月からは環境美化指導員を配置して違反行為の監視を行っています。また、道路には心無い人によるたばこの吸殻や空き缶等のポイ捨て、公園や海岸付近の歩道には飼い犬のふんの放置が見受けられます。

清潔で美しい島づくりのため、市民一人ひとりが考え、行動することが大切です。

お買い物にはマイバッグ 「レジ袋ゼロ運動」 マイバッグキャンペーンを実施



佐渡市レジ袋ゼロ運動推進連絡会では、今年度新たに「レジ袋ゼロ運動」協力店となった「クスリのコダマ佐和田店」と「マツモトキヨシ佐渡店」を会場に、マイバッグ持参の呼びかけや、店頭アンケート調査を行いました。

調査では、買い物にマイバッグを「毎回持参している」「ほとんど持参している」と回答の方が8割と、「レジ袋ゼロ運動」の成果が現れています。

今後はアンケート結果をもとに、さらなる「レジ袋ゼロ運動」の推進に取り組んでいきます。

アンケートには、お忙しい中368名の方からご協力をいただきました。ありがとうございました。



お願いします

「市内飲食店経営者の皆さまへ」

飲食業を営み、その事業活動に伴って生じた生ごみなどの廃棄物（1日平均排出量が30kg以上）は、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。

通常のごみ収集とは別に、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者と契約するか、または直接クリーンセンターへ搬入してください。



「市内鮮魚小売店経営者・鮮魚取扱事業者の皆さまへ」

鮮魚の小売や取扱いにより不要となった発泡スチロールは、事業者自らの責任で処理しなければなりません。

各地区での通常の廃プラスチック収集とは別に、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者と契約するか、または直接クリーンセンターへ搬入してください。汚れがひどいものは、リサイクルできない場合があります。

※一般家庭で不要になった発泡スチロールは、これまでどおり通常の廃プラスチックの収集日に出してください。